

仕組預金 預入期間延長特約付米ドル定期預金 (最長5年満期 マルチ延長タイプ)

<愛称:パワーステップアップ外貨定期(米ドル建て)>

契約締結前交付書面

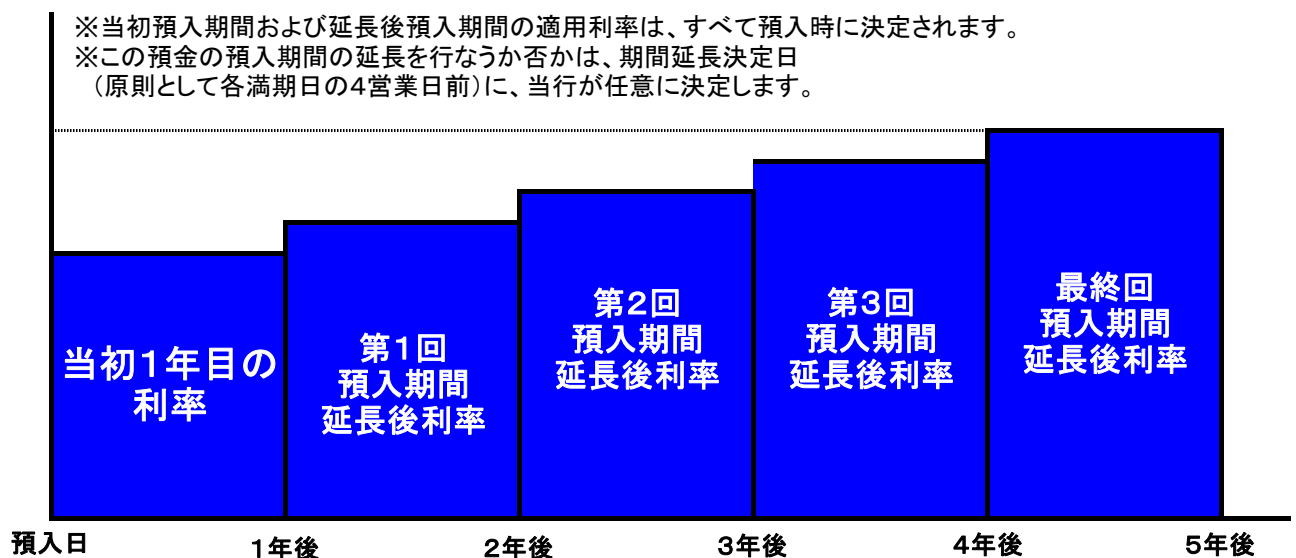
(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みください。

この預金の特性について

- この預金は、「預入期間の延長に関する特約」が組み込まれた外貨定期預金です。
- 外貨定期預金とは、外貨預金(円貨以外の通貨を預け入れる預金)のうち、あらかじめ満期日を定め、原則として満期日前にお客さまからの解約の要求に応じないことを条件としている預金です。
- 預入通貨は、米ドルに限られます。
- 米ドル現金によるお預け入れ・お引き出しはできません。
- お客さまは、この預金のお申し込みにより、この預金の預入期間の延長を任意に決定する権利を当行に付与することになります。
- お客さまは、この預金の預入期間の延長を決定する権利を当行に付与する代わりに、この預金の当初1年間の利息については、同時期に当行パワーフレックス米ドル定期預金に1年間預け入れた場合の利息を上回る可能性を期待できます。
- 当行は、この預金の預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとに、この預金の預入期間をさらに1年間延長するか否かを任意に決定します(お客さまに、この預金の預入期間の延長を決定する権利はございません。)。したがって、預入時において、この預金の最終的な満期日は確定しておりません。なお、この預金は最長で募集期間最終日の翌営業日の5年後の応当日(最終満期日)まで継続される可能性があります

商品イメージ図



この預金の注意点について

『満期日について』

- 預入時において、この預金の最終的な満期日は確定しておりません。この預金の預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとに、この預金の預入期間をさらに1年間延長するか否かは、当行のみが決定することができます。

『中途解約リスク』

- この預金は、期間延長決定の有無にかかわらず、原則として中途解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく中途解約に伴う損害金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。詳しくは、後記「中途解約について」をご参照ください。

『為替変動リスク』

- 外貨預金には為替変動リスクがあります。この預金への預け入れを円貨から外貨に交換して行った場合、払戻元金を円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。また、この預金への預け入れを外貨で行い、払戻元金を他の通貨に交換する場合も、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、預入通貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

『余裕資金のお願い』

- 必ず、最終満期日まで(約5年間)は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を最終満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。

手数料について

- 円貨から預け入れの場合は、預入元金が為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)で外貨に交換されます。また、払戻金もしくは利息を外貨から円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- お客さまは、外貨普通預金に払い戻された預入元金を預入通貨以外の外貨に交換することができます(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)。外貨間取引対象通貨(交換前)から他の外貨間取引対象通貨(交換後)に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- 為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。

為替相場の変動による元本割れリスクについて

- この預金への預け入れを円貨から外貨に交換して行った場合、払戻元金を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。
- この預金への預け入れを外貨で行い、払戻元金を他の通貨に交換する場合には(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)、払戻元金を払戻時の為替レートにより預入通貨に換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、預入通貨換算後の払戻額が預入時払込預入通貨額を下回り、預入通貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

期間延長の決定について

- この預金の預入期間は、インフレなど経済情勢の変化等により、「1年後以降1年ごとの市場金利」が「各延長後のこの預金の適用利率」よりも高い場合に、期間延長が決定される可能性がより高くなります。この預金の期間延長が決定された場合には、この預金の預入期間はさらに1年間延長され、最長で募集期間最終日の翌営業日の5年後の応当日（最終満期日）まで継続される可能性があります。この預金の預入期間が延長された場合には、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を「各延長後のこの預金の適用利率」よりも高い市場金利で運用する機会を失うこととなります。
- 逆に、「1年後以降1年ごとの市場金利」が「各延長後のこの預金の適用利率」よりも低い場合には、この預金の預入期間が当行により期間延長される可能性は低くなります。この預金の期間延長が決定されなかった場合には、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を「期間延長が決定された場合に適用される適用利率」により運用することはできません。
- なお、この預金の期間延長は、「1年後以降1年ごとの市場金利」と「各延長後のこの預金の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の期間延長の決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。

中途解約について

この預金の中途解約について

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達（再構築）しなければなりません。中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用（以下「再構築額」といいます。）が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくこととなります。また、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用（以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。）も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約をされるお客さまにご負担いただくこととなります。

中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の額について

- この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な再構築額をお客さまに提示することはできません。再構築額の計算は、中途解約時における「中途解約日から最終満期日までの期間（残存期間）に対応する市場金利」、「金利の変動性」、「この預金の適用条件」、および「当行の資金調達環境」などを要素として行われ、主に次の①ないし③の点から評価されます。

- ① 「この預金の適用金利」と「中途解約時の残存期間に対応する市場金利」との差
- ② 預入期間延長権の価値
- ③ 預入からの経過利息

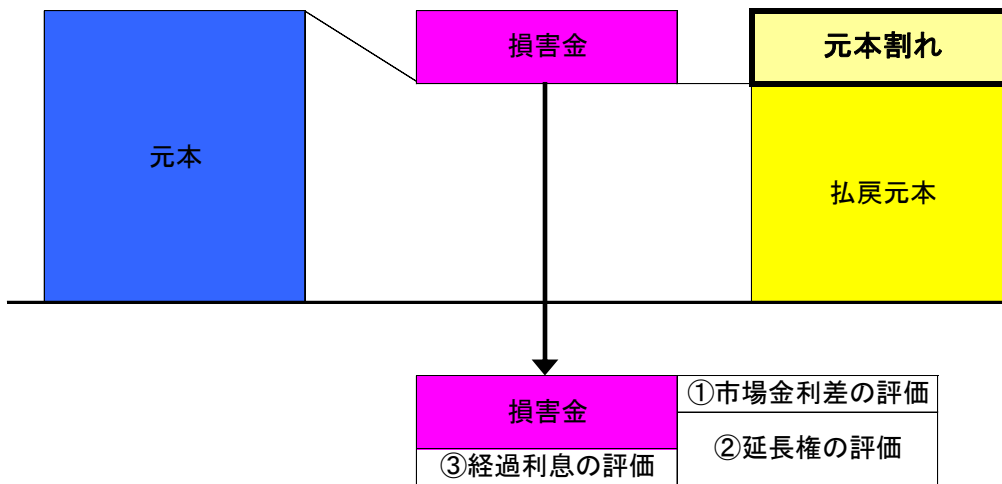
- 再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、市場金利が上昇すればするほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。市場金利との差は、「この預金の適用金利」と「残存期間（中途解約日から最終満期日まで）に対応する市場金利」との差について残存期間分を評価することとなります。したがって市場金利上昇により金利差が拡大すること、残存期間が長いことは、再構築額が上昇する要因となります。また、預入期間延長権については、残存行使回数が多ければ多いほど、高い評

価になり、残存期間が長く、残存行使回数が多いことは、再構築額が上昇する要因となります。

●ご参考ですが、基準日現在における金利水準によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の3～5%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。また、この預金の預入日から1年後の市場金利等の情勢が現在と同水準であると仮定した場合には元本の1.5～3.5%程度、この預金の預入日から1年後の市場金利が1%上昇していたと仮定した場合には元本の4.5～6.5%程度の損害金を、それぞれお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の大きさが、実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



[取扱銀行] 株式会社新生銀行
東京都千代田区内幸町2-1-8

[商品説明] 下記の事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえで、お申し込みください。

1. 商品名	仕組預金 預入期間延長特約付米ドル定期預金(最長5年満期 マルチ延長タイプ) 〈愛称:パワーステップアップ外貨定期(米ドル建て)〉
2. 商品概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「預入期間の延長に関する特約」が組み込まれた米ドル定期預金です。 ・預入時において、この預金の最終的な満期日は確定しておりません。下記 6 で定める期間延長決定日に、当行が、この預金の預入期間をさらに 1 年間延長するか否かを任意に決定します(お客さまに、この預金の預入期間の延長を決定する権利はございません。) ・お客さまは、この預金の預入期間の延長を決定する権利を当行に付与する代わりに、この預金の当初1年間の利息については、同時期に当行パワーフレックス米ドル定期預金に1年間預け入れた場合の利息を上回る可能性を期待できます。
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 預入通貨	米ドル
5. 預入期間	1年(*1)(当初預入期間)。自動継続のお取り扱いはありません。 ただし、下記6により当行が期間延長を決定した場合、この預金の預入期間は期間延長決定日直後に到来する満期日からさらに1年間延長されます(当該延長後の満期日を次回満期日とします)。預入期間の延長後も期間延長の決定が繰り返された場合には、この預金は最長で募集期間最終日の翌営業日(*2)の5年後の応当日(最終満期日)まで継続されることになります。他方、当行の決定により期間延長が行われなかった場合には、この預金は当該期間延長決定日直後に到来する満期日で終了します。

	<p>(*1)この預金については、当行所定の募集期間を設け、募集期間最終日の翌営業日(*2)の1年後の応当日を当初満期日とし、以降は、募集期間最終日の翌営業日の毎年の応当日を各期間延長後の満期日とします(なお、応当日が非銀行営業日(*3)の場合には、その翌銀行営業日を当該満期日とします。ただし、翌銀行営業日が翌月となる場合には前銀行営業日を当該満期日とします。また、預入日が月末である場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入日の属する月の最終の銀行営業日を当該満期日とします。)。このため、実際の預入期間は、下記6の当行による期間延長の有無に応じた期間に、預入日から募集期間最終日までの日数が加算されたものとなりますので、この預金のお申込の際には、実際の預入日、当初満期日、期間延長決定日において期間延長がなされた場合の各満期日および最終満期日を必ずご確認ください。</p> <p>(*2) 営業日とは、当行所定の窓口営業日をいいます。以下同じ。</p> <p>(*3) 銀行営業日とは、東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて一般に銀行が営業を行っている日をいい、非銀行営業日とは銀行営業日以外の日をいいます。以下同じ。</p>
6. 期間延長	<p>期間延長決定日(原則として各満期日の 4 営業日前)に、次回満期日までの期間延長をするか否かを当行が任意に決定します。この期間延長の決定は、当行のみが行うことができます。</p>
7. 期間延長の判断	<p>・インフレなど経済情勢の変化等により、「1 年後以降 1 年ごとの市場金利」が「各延長後のこの預金の適用利率」よりも高い場合には、期間延長が決定される可能性が高くなります。この預金の期間延長が決定された場合には、この預金の預入期間は次回満期日まで延長されることとなり、この場合、お客さまは、この預金に預け入れの資金を、「期間延長後のこの預金の適用利率」よりも高い市場金利で運用する機会を失うこととなります。</p> <p>・逆に、「1 年後以降 1 年ごとの市場金利」が「延長後のこの預金の適用利率」よりも低い場合には、この預金の期間延長が決定される可能性は低くなります。この預金の期間延長がなされなかった場合には、この預金の預入期間は次回満期日までとなり、この場合、お客さまは、この預金に預け入れた資金を期間延長された場合に適用される金利により運用することはできません。</p> <p>・なお、この預金の期間延長は「1 年後以降 1 年ごとの市場金利」と「各延長後のこの預金の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の期間延長の決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。</p>
8. 預入方法	<p>一括預入。ただし、次のいずれかの方法によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまのパワーフレックス口座の米ドル普通預金からこの預金への振替入金 ・お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金から米ドルに交換後、この預金への振替入金
9. 最低預入金額・預入単位	<p>店頭による預入の場合 :25,000 米ドル以上、1セント単位</p> <p>新生パワーコール(テレホンバンキング)による預入の場合 :25,000 米ドル以上、1セント単位</p> <p>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合 : 5,000 米ドル以上、1セント単位</p>
10. 元金の払戻方法	<p>上記 6 による期間延長の有無に応じ、期間延長決定日の直後に到来する満期日または最終満期日に、お客さまのパワーフレックス口座の米ドル普通預金へ入金することにより、一括して払い戻します。</p>
11. 適用利率	<p>当初預入期間 : 当初預入期間にかかる預入時の約定利率を適用します。</p> <p>延長後預入期間 : 延長後預入期間にかかる預入時の約定利率を当該延長後預入期間に適用します。</p> <p>具体的な利率については、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。</p>
12. 利息の支払方法	<p>当初預入期間および各延長後預入期間にかかる利息は、各預入期間にかかる満期日にそれぞれお客さまのパワーフレックス口座の米ドル普通預金へ入金することにより支払います。</p>
13. 利息の計算方法	<p>当初預入期間については預入日から当初満期日の前日までの日数、延長後預入期間については前回満期日から当該預入期間の満期日(最終回の場合は最終満期日)の前日までの日数につき、それぞれ付利単位を1セントとし、1年を365日とする日割計算により算出します。端数は四捨五入します。</p>

14. 満期日以降の利息	上記6の期間延長決定の有無に応じ、期間延長決定日直後に到来する満期日または最終満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の米ドル普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度・支払方法、計算方法については、パワーフレックス外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。
15. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金の中途解約は原則としてできません。 ・当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、元本金額から満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた金額を、お客さまのパワーフレックス口座の米ドル普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高いです。 ・この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、上記「中途解約について」をご参照ください。
16. 為替変動についてのご注意	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金への預け入れを円貨から外貨に交換して行った場合、払戻元金を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。 ・この預金への預け入れを外貨で行い、払戻元金を他の通貨に交換する場合には(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)、払戻元金を払戻時の為替レートにより預入通貨換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、預入通貨換算後の払戻額が預入時払込預入通貨額を下回り、預入通貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。
17. 為替手数料および適用相場(為替レート)	<ul style="list-style-type: none"> ・円貨から預け入れの場合は、預入元金が為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)で外貨に交換されます。また、払戻金もしくは利息を外貨から円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなることがあります。 ・外貨間取引対象通貨(交換前)から他の外貨間取引対象通貨(交換後)に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなることがあります。 ・為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
18. その他手数料	預け入れ方法・引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
19. 外国為替予約	外国為替予約のお取り扱いはできません。
20. 当座貸越サービス	パワーフレックス口座の当座貸越サービスの対象ではありません。
21. 付加できる特約事項	ございません。
22. 税金の概要	<p>利息 : 源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%)として課税されます。</p> <p>為替差益: 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。</p> <p>為替差損: 黒字の雑所得から控除することができます。</p> <p>マル優 : お取り扱いはできません。</p> <p>詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。</p>
23. 預金保険	預金保険の対象ではありません。
24. 認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体は全国銀行協会です。
25. その他参考となる事項	外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。
26. お問い合わせ先	店頭または下記までお問い合わせください。 新生パワーコール ☎0120-456-860

外貨預金に関わる手数料等について

(1)お預け入れ・お引き出し方法および手数料等

●お預け入れの場合

お預け入れ方法	手数料等
円現金でのお預け入れ	お取り扱いできません(この場合、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。)
お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からのお振替	<ul style="list-style-type: none"> 円貨を外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)が適用されます。 売渡為替レート(TTSレート)には、為替手数料が含まれています。売渡為替レート(TTSレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお預け入れ	お取り扱いできません。
外貨小切手でのお預け入れ	米ドル建かつ支払場所が米国内のもののみ、米ドル普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えることができます。ただし、この場合、額面に応じて、次の外貨建小切手取立手数料がかかります。 額面 5,000 米ドル以下の場合： 4,000 円 額面 5,000 米ドル超の場合： 5,000 円
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金からのお振替	<ul style="list-style-type: none"> 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。 為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金からのお振替	手数料はかかりません。
到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。手数料はかかりません。

●お引き出しの場合

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取り扱いできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料 4,000 円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。

	<ul style="list-style-type: none"> 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客様のパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
パワーフレックス口座の預入通貨と同通貨建ての投資信託購入代金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。この場合の手数は、次のとおりです。 ① 送金手数料：4,000円 ② 送金手数料：4,000円

(2) 為替手数料

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料 (1 基本通貨あたり・片道)
米ドル	1円

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。

※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。

※ 上記手数料には消費税等はかかりません。